

家庭用高効率給湯器契約
(選択約款)

平成 29 年 4 月 1 日実施

東京ガス山梨株式会社

目 次

1.	目的	1
2.	選択約款の届出および変更	1
3.	用語の定義	1
4.	適用条件	2
5.	契約の締結および契約期間	3
6.	使用量の算定	3
7.	料金	4
8.	延滞利息	4
9.	単位料金の調整	4
10.	名義の変更	6
11.	契約の変更	6
12.	解約	6
13.	精算	6
14.	その他	7
	付則	8
	別表	8

1. 目的

この選択約款は、高い省エネルギー性が認められる高効率給湯器の普及促進を図るとともに、環境負荷の軽減に寄与することを通じて、当社の効率的な事業運営に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、ガス料金その他の供給条件は変更後の選択約款によるものといたします。
- (2) 当社は、当社が定める託送供給約款または一般ガス供給約款を変更した場合、法令の改正によりこの選択約款の変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、この選択約款を変更することがあります。

3. 用語の定義

この選択約款およびこの選択約款にもとづくガス需給契約（以下「ガス需給契約」および一般ガス供給約款に規定する「ガス使用契約」をそれぞれ「契約」といいます。）において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「家庭用高効率給湯器」（以下「高効率給湯器」といいます。）とは、エネルギー源として都市ガスを使用する機器であって、次の全ての要件を満たすものをいいます。
 - ①居室に温水を供給するための給湯器であること
 - ②潜熱を回収するための熱交換器を有すること
 - ③給湯熱効率が90%以上であること
- (2) 「住宅」とは、世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有するものをいい、「施設付き住宅」とは、1建物に住宅と店舗等の非住宅部分とがあるものをいいます。
- (3) 「居室」とは、日常的に居住の用に供している場所をいい、浴室、台所、洗面所を含みます。
- (4) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (5) 「消費税率」とは、消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定に

もとづく税率を加えた値をいいます。

- (6) 「単位料金」とは、9に規定する基準単位料金または調整単位料金をいいます。
- (7) 「ガス小売事業者」とはガス事業法第2条第3項に規定される事業者をいいます。
- (8) 「託送供給約款」とはガス事業法第2条第6項に規定される一般ガス導管事業者がガス事業法第48条に従い定める託送供給約款をいい（変更があった場合には、変更後のものをいいます。）、この選択約款においては当社の託送供給約款（需要場所で払い出す託送供給）をいいます。
- (9) 「当社（導管部門）」とは、ガス事業法第2条第5項に規定される事業を営む当社の部門を指します。
- (10) 「スイッチング」とは、同一の需要場所かつ同一のお客さまについて、検針日とその検針日の翌日を境にガス小売事業者が変更されることをいいます。
- (11) 「ガス小売供給に係る無契約状態」とは、お客さまが5(1)の申し込みに当社に行く直前にガス小売供給を受けていた契約がクーリング・オフや、ガス小売事業者の事業継続が事実上困難になった場合等の事由により解約されているにもかかわらず、お客さまが引き続きガスの供給を受けている状態をいいます。なお、当社は、いずれのガス小売事業者とも託送供給契約が締結されていないにもかかわらず、お客さまが引き続きガスの供給を受けている状態である場合（当社がお客さまとガス小売供給に係る契約を締結している場合を除く。）には、ガス小売供給に係る無契約状態と判断いたします。

4. 適用条件

この選択約款は、(1)、(2)のいずれかと、(3)を満たすお客さまが、この選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 住宅または施設付き住宅の住宅部分において高効率給湯器をお使いの場合で、高効率給湯器によって供給される温水を居室でご使用になること。
- (2) 施設付き住宅の非住宅部分または1需要場所内に居室を有する店舗等において高効率給湯器をお使いの場合で、高効率給湯器によって供給される温水を居室でご使用になる場合には、1需要場所に設置するガスメーターの能力の合計が16立方メートル毎時以下であること。
- (3) 当社が(1)および(2)の条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合において、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾すること。

5. 契約の締結および契約期間

- (1) この選択約款にもとづく契約の締結を希望されるお客さまは、当社が定める申込方法により、当社に申し込んでいただきます。
- (2) この選択約款にもとづく契約は、当社がお客さまからの申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。
- (3) 契約期間は、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日から、その定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（スイッチングによる開始を含みます。）以前の場合は、ガスの使用を開始する日から、その翌日以降最初の定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。
- (4) 3（11）のガス小売供給に係る無契約状態が存する場合は、ガス小売供給に係る無契約状態に至る事由の発生日の翌日をその開始日といたします。
- (5) 契約期間満了日以前に解約の申し込みがない場合、この選択約款にもとづく契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌年同月の定例検針日まで継続するものとし、以後これにならうものといたします。
- (6) 当社は、この選択約款にもとづく契約をその契約期間満了前に解約されたお客さまから、同一需要場所においてこの選択約款または他の選択約款にもとづく契約の申し込みがなされた場合であって、その契約の開始日が当該解約の日から1年に満たない日となる場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。
- (7) 当社は、この選択約款にもとづく契約を締結されているお客さまから、その契約期間満了前に他の選択約款にもとづく契約への変更の申し込みがなされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (8) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金または延滞利息を、それぞれの契約に定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款にもとづく契約の申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより使用量を算定いたします。

7. 料金

- (1) 当社は別表の料金表を適用して、6の規定により算定した使用量にもとづき、その料金算定期間の料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (3) 料金は、一般ガス供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して30日以内にお支払いいただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目（以下「支払期限日」といいます。）が一般ガス供給約款に規定する休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。
- (4) お客さまと当社との協議により当社が継続して当社との他の契約の料金と一括して請求することとした場合の支払期限日は、(3)の規定にかかわらず、一般ガス供給約款の規定によるものといたします。

8. 延滞利息

- (1) お客さまが、支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落とした場合には延滞利息は申し受けません。
- (2) 延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。
$$\text{算定の対象となる本体料金} \times \text{支払期限日の翌日から支払いの日までの日数} \times 0.0274\% \text{ (1円未満の端数切り捨て)}$$

(備考)

消費税等相当額の算定方法は、別表第1(5)のとおりといたします。
- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。
- (4) 延滞利息の支払期限日は、(3)の規定にもとづきあわせて支払っていただく料金の支払期限日と同じといたします。

9. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の料金

表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第1(6)のとおりといたします。

①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金 (1立方メートルあたり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.074 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金 (1立方メートルあたり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.074 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て。

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

①基準平均原料価格 (トンあたり)

39,560円

②平均原料価格 (トンあたり)

別表第1(6)に定められた各3ヶ月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)およびトン当たりプロパン平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} = & (\text{トンあたりLNG平均価格} \times 0.9771 \\ & + \text{トンあたりプロパン平均価格} \times 0.0474) \end{aligned}$$

③原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

a. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

b. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

10. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの選択約款にもとづく契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は当該契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

11. 契約の変更

2の規定によりこの選択約款が変更された場合、当社はこの選択約款にもとづく契約を変更することができるものいたします。

12. 解約

- (1) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまのガス使用状況に変更がある場合には、お客さまのお申し出にもとづき、この選択約款にもとづく契約を解約できるものいたします。ただし、5(6)の規定によりその後の契約の締結にあたって制限を受ける場合があります。
- (2) お客さまに契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には、当社の申し出にもとづき、この選択約款にもとづく契約を解約できるものいたします。なお、4の適用条件を満たさなくなった場合、お客さまは、当社にただちにその旨を連絡していただきます。
- (3) (1)または(2)の申し出にもとづく解約の日は、申し出が相手方に到着した日(以下「解約申出日」といいます。)以降最初の定例検針日といたします。なお、解約申出日が定例検針日と同日の場合は、その日といたします。
- (4) お客さまがガス使用契約を解約し、新たに他のガス小売事業者からガスの供給を受ける場合には、新たなガス小売事業者に対し契約の申し込みをしていただきます。当社は、当該ガス小売事業者からの依頼を当社(導管部門)を介して受け、お客さまとのガス使用契約を解約するために必要な手続きを行います。この場合、ガス使用契約は、新たなガス小売事業者からお客さまへのガスの供給を開始するために実施される検針日を解約日といたします。
- (5) この選択約款にもとづく契約が解約された場合、当社はその解約の日の翌日にお客さまから一般ガス供給約款にもとづく契約の申し込みがあったものとして取り扱うことがあります。

13. 精算

12(2)なお書きの規定にかかわらず、お客さまが4の適用条件を満たさずに

ガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、一般ガス供給約款の規定にもとづき算定した料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を申し受けます。

14. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付則

1. 実施の期日

この選択約款は平成 29 年 4 月 1 日から実施いたします。

2. 本選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、平成 29 年 3 月 31 日まで家庭用高効率給湯器契約（以下、「旧選択約款」）の適用があり、平成 29 年 4 月 1 日以降本選択約款が適用されるお客さまについては、以下の通り取り扱います。

- (1) 平成 29 年 4 月 1 日以降、本選択約款を適用します。
- (2) 契約期間については旧選択約款 5 の規定により成立した契約期間を本選択約款において継続するものとします。

(別表第1)

料金および消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、割引前料金額から割引額を差し引いたものいたします。
- (2) 割引前料金額は、基本料金と従量料金の合計額の1円未満の端数を切り捨てたものいたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金または9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 割引額は、割引前料金額に別表第3に定める割引率を乗じて算定し、算定結果の1円未満の端数を切り捨てたものいたします。ただし、割引額算定の結果が別表第3に定める割引上限額をこえる場合は、割引額は割引上限額と同一といたします。また、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は、割引額は0円といたします。

(備考)

上記の料金の算定式は次のとおりとなります。

料金＝割引前料金額－割引額

割引前料金額

＝(基本料金＋単位料金×使用量)(1円未満の端数切り捨て)

割引額

＝(割引前料金額×別表第3に定める割引率)(1円未満の端数切り捨て)
ただし、割引額算定の結果が別表第3に定める割引上限額をこえる場合は、割引額＝割引上限額

また、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は、割引額＝0円

- (5) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

料金に含まれる消費税等相当額

＝料金×消費税率÷(1＋消費税率)(1円未満の端数切り捨て)

- (6) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

①料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

②料金算定期間の末日が2月1日から2月末日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

③料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

④料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の

料金の算定にあたっては、前年 11 月から当年 1 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑤料金算定期間の末日が 5 月 1 日から 5 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 12 月から当年 2 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥料金算定期間の末日が 6 月 1 日から 6 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 1 月から 3 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦料金算定期間の末日が 7 月 1 日から 7 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 2 月から 4 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧料金算定期間の末日が 8 月 1 日から 8 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 3 月から 5 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨料金算定期間の末日が 9 月 1 日から 9 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 4 月から 6 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩料金算定期間の末日が 10 月 1 日から 10 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 5 月から 7 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪料金算定期間の末日が 11 月 1 日から 11 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 6 月から 8 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫料金算定期間の末日が 12 月 1 日から 12 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 7 月から 9 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

(別表第2)

(1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから19立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が19立方メートルをこえ、76立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が76立方メートルをこえ、191立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 使用量が191立方メートルをこえ、479立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E 使用量が479立方メートルをこえ、766立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表F 使用量が766立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2) 料金表

①料金表A

a. 基本料金

1か月およびガス メーター1個につき	745.20円 (消費税等相当額を含みます。)
-----------------------	----------------------------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	159.26円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

②料金表B

a. 基本料金

1か月およびガス メーター1個につき	1,184.97円 (消費税等相当額を含みます。)
-----------------------	------------------------------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	136.33円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

③料金表C

a. 基本料金

1 か月およびガス メーター1 個につき	1,782.00 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------------	-------------------------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	128.55 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

④料金表D

a. 基本料金

1 か月およびガス メーター1 個につき	2,566.08 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------------	-------------------------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	124.45 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

⑤料金表E

a. 基本料金

1 か月およびガス メーター1 個につき	6,772.68 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------------	-------------------------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	115.68 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

⑥料金表F

a. 基本料金

1 か月およびガス メーター1 個につき	13,028.04 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------------	--------------------------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	107.52 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

d. 割引率

割引率	3 パーセント
-----	---------

e. 割引上限額

割引上限額 (1 か月につき)	2,000.00 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	-------------------------------